

「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」の取扱いの変更について

さいたま市公共工事中間前金払取扱要綱第5条第1項に規定する工事の落札者は、「様式第1号 中間前金払と部分払の選択に係る届出書（以下「届出書」という。）」の提出が必要となりますが、落札者の事務効率化を図るため、さいたま市公共工事中間前金払取扱要綱を改正し、次のとおり届出書の取扱いを変更します。

- さいたま市公共工事中間前金払取扱要綱の主な改正箇所
届出書の「工事所管課受理印」を削除

- 取扱いの変更内容

【変更前】

落札決定後、中間前金払と部分払のいずれかを選択し、届出書を工事所管課（所）へ提出し、受理された届出書の写しを契約課へ提出し、契約書及び約款を受領する。

【変更後】

落札決定後、中間前金払と部分払のいずれかを選択し、届出書を財政局契約管理部契約課に提出し、契約書及び約款を受領する。

- 注意事項

支払方法（支払時期、支払金額等）について、不明瞭な点等がある場合は、事前に工事所管課（所）と協議した上で、届出書を提出してください。

- 適用

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する案件から適用します。

問い合わせ先

さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係

電話 048-829-1180

FAX 048-829-1986

様式第1号（第5条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

さいたま市長 様

受注者 住所
(予定) 氏名

下記の工事については、
〔 中間前金払 〕
〔 部 分 払 〕 を選択します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金

注1) 中間前金払、部分払のどちらか一方を選択してください。

注2) 契約締結後は内容の変更はできません。